

業務仕様書

1 業務名

光星団地7棟及び札幌市中央卸売市場産業廃棄物収集運搬及び処分業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

光星団地7棟及び札幌市中央卸売市場から排出される産業廃棄物を適正に処理するため、収集運搬及び処分を行う。

(1) 排出場所

光星団地7棟（札幌市東区北13条東8丁目1番1号）

札幌市中央卸売市場（札幌市中央区北12条西20丁目2-1）

(2) 産業廃棄物の種類、排出予定量及び収集運搬期間（産業廃棄物の一覧については「別紙」参照）

種類	排出場所	排出予定量	収集運搬期間
廃プラスチック類	光星団地	1010kg	契約締結日から令和8年3月31日まで （平日9:00から17:00まで）
汚泥	光星団地 卸売市場	720kg	
廃アルカリ	卸売市場	10kg	

(3) 業務にあたっての留意事項

- ・排出予定量は実際の排出量を保証するものではなく、増減する可能性があるため、作業は現況に応じて行うこと。
- ・各産業廃棄物については、光星団地7棟内に留置している諸室内から搬出作業を行ったうえで運搬すること。また、運搬にあたっては搬入出経路に必要な養生を行ったうえで行うこと。
- ・収集運搬は上表のとおり平日の保健所営業時間内に行うこと。

4 完了報告

受託者は、業務完了後、速やかに完了届を委託者に提出すること。また、完了届の提出にあたり、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律にいう産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）を契約書に定める期限までに返送しなければならない。

5 負担区分

本業務の履行にあたって必要となる機器、資材類等本業務に付随する経費については、受託者の負担とする。また、マニフェストについても業務委託料に含み、受託者が委託者に必要量を提供すること。

6 その他

- ・見積に際して現地確認を希望する場合は、下記担当者と調整すること。
- ・業務の履行にあたっては、受託者は作業の安全対策を十分に講じるとともに、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。
- ・本業務の履行にあたっては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム及び環境関係法令に準じ、環境負荷の低減に努めること。
- ・本業務の履行にあたっては、契約書の各条項のほか、関係法令を順守し、適切に処理を行うこと。
- ・情報資産の目的外使用・複写・複製は行わないこと。また、情報システム機器の処分にあっては、委託者の職員が立会を行う必要があることから、受託者は可能な限りこれに応じること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合には、別途協議するものとする。

7 担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

札幌市保健福祉局 保健所 感染症総合対策課 (TEL:011-622-5199)